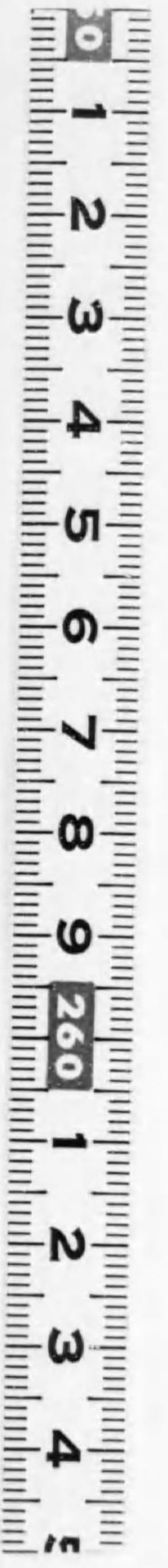


524
244



始



15.8.20

浮浪者に關する調査

東京市統計課



調査するに者浪浮

東京市寄贈本

東京市統計課

大正
15. 6. 17
寄贈

序

燦然たる文化の蔭には食ふに食なく住むに家なく飢餓と寒氣に訶
 まれ乍ら幾多薄幸な浮浪者が蠢いて居る
 社會經濟の發達が産み落した此の醜骸を顧る時に何人か二十世紀
 の文明を誇ることが出来やう原始時代の水草を追ふ生活も此のどん
 底の暗から暗へ彷徨する生活に比ふれば遙かに優るものである
 社會の幸福は萬人の幸福であらねばならぬ文化の發達は此の薄幸
 なる子に救済する最善な方法を見出し得ぬものであらうか近代の
 物質文明よ華を誇る「シャンデリア」の蔭に汝は汝の知らず産み落した
 る醜骸を救はねばならぬ
 彼等の生活が闇である如くに彼等の生活も亦暗から暗に葬り去ら
 るるのである如何に彼等を救済するやを考ふるには先づ此の有様を
 明かにせねばならぬ
 浮草生活の彼等の有様を調査するには種々なる方法があるが彼等

の分布の状態を始め各方面の正確な資料を得るには統計的一齊調査に如くものはない

故に當課は去る大正十四年十月一日全國一齊に施行せられた國勢調査を好機として之に附加項目を設けて調査を行ふたのである、調査の理想から云へば教育の程度や出生地其他調査す可き事項は未だ無いではないが種々の都合上或程度に止めたものである従つて満足なものとは云へぬが

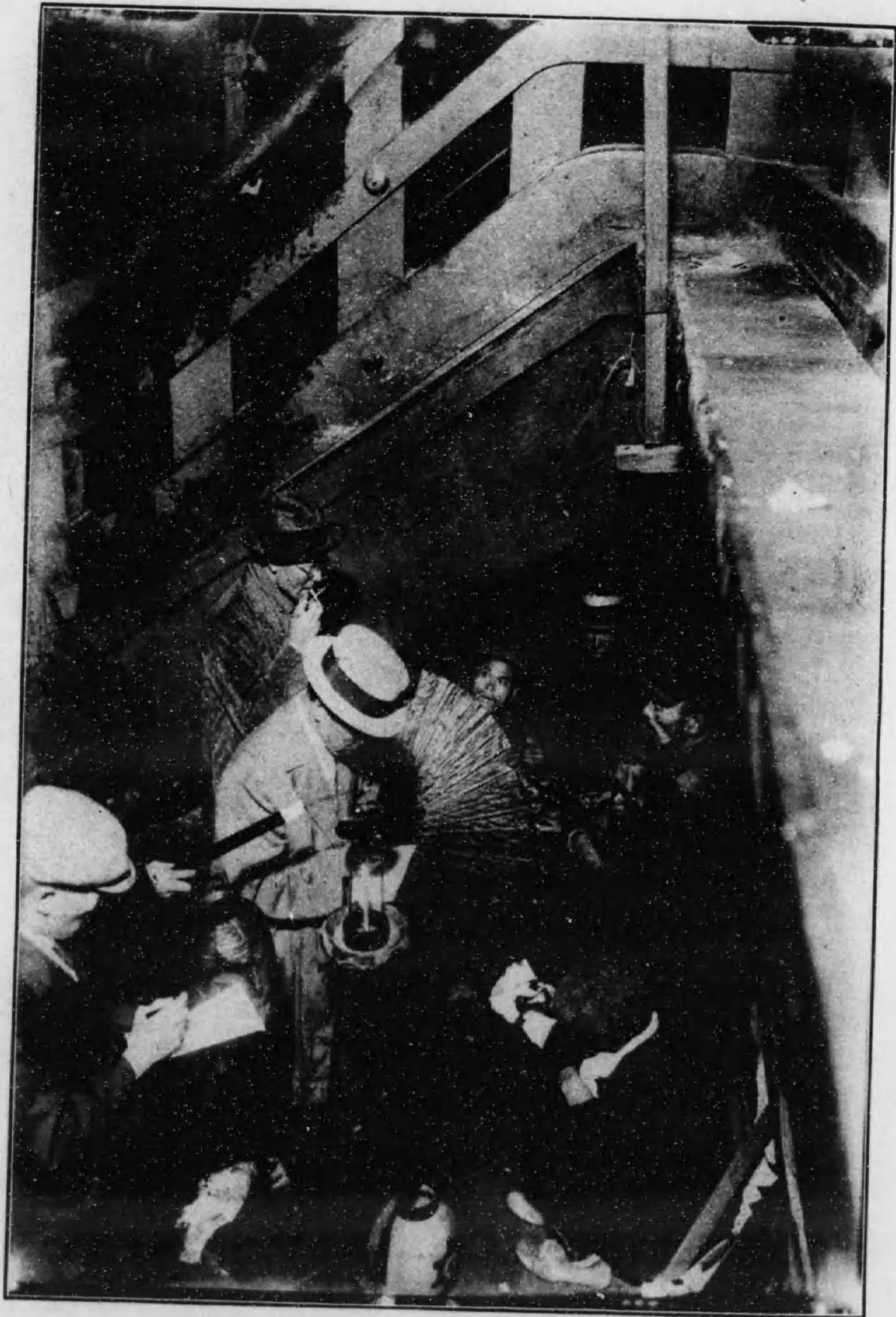
然し從來此の種の参考資料の未だ社會に發表せられたものが極めて少ないから茲に之を謄寫に代へ印刷に附し發表した次第である多少の参考ともならば幸甚である、

大正十五年三月

東京市統計課



浅草観音堂仁王門=於ケル浮浪者 (大正十四年十月一日午前零時)



浅草観音堂下ニ於ケル浮浪者 (大正十四年十月一日午前零時)

目次

第一章 總論 一

 第一節 浮浪者の問題 一

 第二節 浮浪者の意義 四

第二章 浮浪者の史的概観 八

 第一節 王朝時代の浮浪者 八

 第二節 江戸時代の浮浪者 三

第三章 浮浪者調査計畫及結果概要 二六

 第一節 浮浪者に關する調査 二八

 (一) 浮浪者に關する調査 二八

 (二) 東京市内に於ける浮浪者調査計畫 三

第二節 浮浪者數及分布……………二

(一) 東京市内に於ける浮浪者數……………六

(二) 浮浪者の居る場所……………四

第三節 體性年齢配偶の關係……………四

(一) 男女の別と年齢……………四

(二) 配偶の關係……………六

第四節 健康狀態……………六

(一) 健康者罹病者不具者の割合……………三

(二) 年齢と健康……………三

(三) 生活方法と健康……………六

第五節 生活狀態 (一)……………三

第六節 生活狀態 (二)……………七

(一) 收入……………七

(二) 生活手段ニヨリテ分チタル體性別收入……………七

(三) 年齢別ニヨル浮浪者ノ收入……………七

(四) 日常生活狀況……………六

|| 衣食住 ||

第七節 浮浪原因及期間……………九

(一) 原因及分類……………九

(二) 上京目的又は浮浪の理由……………九五

(三) 浮浪期間……………九七

第一章 總論

第一節 浮浪者問題



或るきはめて意味深き一角から見ると、すべての社會的害惡の發生と存續とは、これを驚くべき社會的盲目と無關心とに歸することが出来るのであると、浮浪者の問題も亦此の類例に洩れないであらう。從來浮浪者に對する一般の見解は、それが自己の怠惰放蕩或は無能なる結果に屬し、又は生得的に不遇なる環境に約束されたるものであるとの意見に於て一致してゐることは之が取締りに見ても犯罪人と同一視し其の處罰を規定し、或は其の救濟的立場から見ても賑恤慈善であり、窮民救護であること以外に何等の對策を見ない。浮浪の現象が斯くの如く見られて居り、浮浪者が斯くの如く見られ

二
てゐる限り、そこに浮浪の現象はあつても浮浪者問題はなく、浮浪者問題はあつてもそれが社會問題としてなり立ち得ないであらう。然し乍ら斯くの如き不明と冷血そのもの如き此の種の見解は常に傷ましき社會の落伍者を發生せしめ、存続せしめるのである。人も言ふ如く「浮浪は罪惡の母」である。落伍者として社會から葬り去られたる浮浪者はそれが所謂「宿命」として諦めたるにもせよ、命脈のある限り寒氣と飢とは之を拒がねばならぬであらう。而て一定の居住と生業とを持たぬ彼等が生存の道を自然犯罪へと辿るのはやむを得るのである。

然し乍ら之れが社會に及ぼす害惡に對して單なる行政上の取締りを以てするは餘りに苛酷の甚しきもので、彼等をして此處に至らしめたる原因につきては社會も亦其の責を負ふ可き點が餘りに多きを見るのである。

即ち浮浪者の多くは失業自由労働者である。彼等は不規則的雜業勞

働に従事し常に生活苦を真正面にしてゐるのである。而して其の生存を保たんがためには原始遊牧の民が水草を追ふて漂泊浮浪したるが如く、失業又失業と勞働を追ふて絆纏一枚の放浪生活をつゞけ、其の生活と生存とを文字通りの浮草にしたのである。

かつて同一視された一般労働失業者が浮浪者と除別されて、失業の現象が社會問題として考究され、其の對策が講ぜられつゝある今日、如斯下層労働階級の失業、不規則的労働即ち自由労働者の失業の結果としての浮浪現象がいつまでも無能、怠惰、不運等個人問題として取扱はれ或はまつたく社會から一顧だにされざることには實に其の不合理の極と言はねばならぬ。浮浪者問題は一般労働者の失業問題とともに下層労働階級の失業問題であり社會問題である。然しながら浮浪者問題は之を其の對策の上から見るとき單なる失業問題のみではない、則ち浮浪者問題を社會問題として研究するとき二種の對策が講ぜられね

ばならないことである。

四

其の一は下層労働階級の失業問題であり、其の二は鰥寡孤獨の病者不具者、及精神異常者等の無能力者に對する養育保護に關する救済問題である。前者は失業對策の下に取扱ふ可きであり、後者は社會事業の對象である。而して之が對策の區別につきては社會調査による正確なる統計に基礎資料を仰ぎ充分なる研究の結果に待ち適當なる社會施設をなさねばならないであらう。

單なる慈善救済は英國に於ける一六〇一年の救貧法が其の失敗に終りたるを見ても自ら明かなるところである。

第二節 浮浪者の意義

浮浪者 (Vagrant, Vagabond, tramp) の意義は英國に於いては一五四七年の法令に無賴漢や遊惰者と同じ意味に用ひられてゐる。而して之が立案者

ブラックストン氏の説明によれば「浮浪者とは夜起きて晝眠り、習慣的に宿屋や酒場に現れて徘徊して居る者」であると、其の後英國に於ける浮浪者に關する法令は屢々改正又は修正されたが一八二四年ジョージ四世第八三號第五編の浮浪者條例となつた、同條例も其の後數回修正されたが主要な點に於ては今日まで何等變更がない、同條例で處罰せせられる者の範圍は

一、乞食、淫賣婦、無免許の小賣商人、自己の家族の扶養を怠る者、其他怠惰にして且つ秩序なき者 (Idle and disorderly persons)

二、前項の異犯者、住宅以外の寢臥者、奸計に依る行商人、兇器携帯者、窃盜嫌疑者、其他破落戸又は浮浪人 (rogues and Vagabonds)

三、矯正不能の浮浪者 (Incorrigible rogues.)

である。以上は殆んど我が國の警察犯處罰例の全條とも見るべきで、其の規定せられるところの浮浪者の範圍はきはめて廣い。

第二章 浮浪者の史的概観

第一節 玉朝時代の浮浪者

我が國王朝時代に於ける浮浪者とは本籍を離れて他國に流浪せる者であつて浪人(浮浪人)或は浮宕といひ逃亡と併せて浮逃とも云つた。而して此の兩者の區別は「他國に往來して、己れの國を棄てず、課役を全出するを浮浪と云ひ、課役を輸せずして他國に居住し、本屬を領せざるを逃亡といふ」と命集解にある如く又、捕亡律などに於ても兩者に對する刑の適用を異にしてゐるが、事實に於いて一旦他國に流浪した浮浪人が調庸の税を怠納するのはきはめて普通のことであるから浮浪も逃亡も殆んど區別の要なきことであらう。

大化の改新に於ける土地國有制度の崩壞と、之に伴ふ莊園制度の發

達、而して豪族の土地壟斷と僧徒の跋扈、地方國司收劍の下に貧窮の土民は負擔に堪へず郷貫を逃れて浮逃の徒となつたもの尠くないが尙浮浪にはも一つ他の因がある夫は次に述べるが如き出舉である。

出舉とは官私の稻を春時農民に貸出して、秋納の後、利息と共に返納せしむるもので、あつて天武天皇四年四月の詔によれば農民の貧富を量つて三等とし中戸以下のものへ稻を貸付けたもので、これから考へても、もとは窮乏せる百姓を救濟するものであつたのであらう。然るに後には其の利稻によつて國衙の經費を支辨することとなり富家といえどもこれを受けて利稻を拂はざる可からざることとなつた、出舉には二種の別がある、官稻を貸付けるのが公出舉で私稻を貸付けるのが私出舉である。公私ともに其の稻を出舉稻と云ふ(尤も稻の外に錢貨の出舉もあるが主なるものは稻である)「雜令」によれば利息は私出舉は年十割、公出舉は五十五割と定められてゐる、即ち元

本十東で官稻は元利合せて十五東、私稻は二十東を返すのであるが
元明天皇の和銅四年十一月には私出舉も官稻の如く五割の利とし
養老六年には官私とも十分の三に減ぜられ、又和銅六年には同四年
以前の公私出舉の未償稻を免除し、養老四年四月には同二年以前の
分を免除され、其後も同様事例が少くないが困窮せる時には後日の
考へもなく農民等は高利の稻を借り返済の期に至つても返済する
ことが出来ず、抵當の家は没收され、遂には住み馴れた郷里を逃亡し
て他國に浮浪する有様であつた……

〔本庄英次郎著日本社會史二二九—三〇〇—〕

當時に於ける浪人問題は今日の夫れとは異なるが、之が對策に就ては
時の政府は彼等浮浪人を極力其の本籍地に還らせるか又は現在の地
に新に編附させるの政策をとつた。しかし多年他國を浮浪してゐいて
本籍地に歸つても家業もなく生活に苦難を感じ、又新附地に於ても口

分田を給することについては種々の困難あり、遂に便宜上國司をして
社寺私人の請求に應じて其の莊園開墾或は雜役の助けをさせた。又政
府は浪人を駆つて東北諸國の開墾を計畫し、兼ねて邊境警備の任に膺
らせうとしたらしく、奈良朝時代には神護景雲三年に浮宕の百姓二千
五百餘人を陸奥國伊治城に多くとか平安朝の初、延暦二十一年に駿河
甲斐以東諸國の浪人四千餘人を同じく陸奥國膽澤城に配置すとか云
ふことが屢々古書に散見するのである。

しかして之を救済賑恤の上に見るも、當時王朝時代に於ける浮浪者
の如何に多かつたか、窮はれるであらう。續命記に見る大宰大貳小野
岑守の西海(九州)に於ける多數の浮浪人、行路病者の救済、或は至治を致
したるの最著名なる一時期としての延喜の政の當時にも

「頃者京中病者多く路頭に臥し、人の收養することなく、誰か其の命を
救はん、宜しく左右京職に仰せて官人分預し、坊令等を率ひて毎條巡

檢し取て收所に置き及檢非違使、看督等を取送るに随つて、同じく其の收養すべきは兩職承知して宜しきに行へ」

(醍醐天皇延長八年の勅——賑恤救濟小史二二頁)

に見るも明かである。而して賑恤救濟史上に遠く浮浪者は顯宗崇峻天皇時代の慈善事業の盛んなりし反面にも又齋明天皇時代の土木事業の盛んに起されたことに推しても考へ得るが光明皇后の施藥悲田兩院の建立には當時の社會状態から云つても多くの浮浪人のあつたことを見逃すわけには行かない。

天平勝宇三年五月の勅によれば

頃日聞く三冬の間立つて市邊飢人多し。其の由を尋ね問ふに皆曰く、諸國の調脚郷に還るを得ず、或は疾によつて憂苦し、或は糧なくして、飢害すと朕竊に茲に思つて情深く、衿慙す云々。曩に天正天皇の養老四年三月一日にもかうした勅が出てゐる。

下つて後嵯峨天皇の寛元元年にも僧良觀は一人で乞食一萬八千人を救ひ其の後二十年間に貧民五萬七千二百五十人を救ふと云はれてゐる。此の時代にも浮浪者の多かつたことが想像されるであらう。

さらに下つては武家時代にも兵馬劍戟の間には戰場流離の厄にあふ良民の浮浪する者多かつたに違ひない。

第二節 江戸時代の浮浪者

江戸時代に於ける浮浪者は一般に無宿浮浪と稱し、住居を有たざる者、正業を有たざる者の謂であるが、其の範圍きはめて廣汎にして君錄を離れた浪人武士をも含んでゐた。而て住居を有たざる者には非人、乞食の類があり、正業を有たざる者としてはいろいろの種類のものがあつた。本居内遠翁の「賤者考」に記述されてゐる細民職業別の如き當時にありては殆んど正業の外に置かれてゐたやうである。

肝煎	刑殺人	免堂	偽造師	術者	觀物師	淨瑠璃芝居	願人僧	飯盛女	傾城夜發	遊女	猿樂	神事舞	陰陽師	夙
町役、歩役、夜番、番子、辻番 香太郎	牢番	風呂	山師、マヤシ、呼賣、讀賣、拐兒	飯繩、大神、役孤	機關、暗疾、異物類	住吉踊戲、開張戲經、ちよんかれ 祭文	茶汲女、出女	女郎、立君、辻君、船越、大夫 新造、禿	游行女、婦藝師	四坐喜多、幸若、狂言、四拍子 地謡	代神樂、獅子舞、千秋萬歳	西の宮	宿トモカク、守戸の辨	
勸進比丘尼	青構	桶具師	狙賣公	弛賣僧	盲目	男色	俳優	越後獅子	傀儡子	白拍子	放下師	田樂法師	梓巫女	散所
							お國かぶき、素人狂言、身振、物まね 聲色女、かぶき猿狂言、小供芝居、茶 番狂言、俄茶番、乞食芝居	輕業	傀儡人形、傀儡師、四官夷下 淡路人形、彫興次郎	舞子、踊子	品玉、稜織、經業、籠拔、手妻	祭儀、坐敷儀	他屋	

穢多	番太	行乞	妖曲歌	放免	伯樂	犬神	踊盆	舌耕	淨瑠璃語	浮浪	乞食	伎巧	難澁	温房	草細工
餌取、皮田、廿八ヶ條	非人番、ハチヤ	袖乞、六十六部、納經、西國廻路 四國巡禮、善光寺詣、國々童謡 ちよんかれ踊、念佛鉢開、雲水僧、 拔參宮大社詣、金尾羅詣、二十四 尊巡堂房、勤化	長歌、小歌、小やり音頭、説教 祭文、船うた、馬子歌	犬猿合壁、問者仔囚	出雲持、妖僧、聖天供僧、尻穢 一錢剃	馬子、牛女、曲馬、芝居、女曲馬 曲鞠	軍書讀、落吻、輕口、物真似 女大夫、アヤツリシ、釣人形師、 仙臺淨るり	やごなし、靈助、逃亡、追放	片居、癩疾、物吉、暗疾、癡狂 諸伎數種	長史、ハイタ、散在	棄兒	棄兒	ハチ		

(本居内違著賤者考按)

而して、之等下層社會の極貧者中特に浮浪的生活をして居たものにつ
きては其の確實なる資料の示す處はないが、日本經濟叢書の編者瀧本
誠一博士は徳川時代に於ける非人、乞食、浮浪等の游民の徒は其の數、數
十萬人と計上すべし(經濟論叢七ノ三)と論斷して居る。果して適確なる

數と見ることが出來得ないが然しながら江戸市中相當の數に上り、市民生活と常に密接な關係を有してゐたことであらうことは首肯される。

前掲「賤者考」の細民職業別から其の浮浪的生活をなしてゐたであらうと思はれるものにつきて之を摘出するに、

辻君(傾城夜發)

住吉踊、戲開帳、戲經、ちよんがれ(願人僧)

鉢叩(弦賣僧)

やどなし、雲助、逃亡、追放(浮浪)

袖乞、六十六部、納經、西國巡禮、四國遍路、善光寺詣、國々童謡、

ちよんがれ、踊念佛、鉢開、拔參、宮大社詣、二十四單、巡堂房、

金毘羅詣(行乞)

片居、癩疾、物吉、畸疾、癡往(乞食)

ハイタ、散在(丐頭)

諸技數種(伎丐)

等であるが、此の内浮浪人に就きて述べるところを見るに

浮浪人、俗に「やどなし」又は「ボンギレ」などと謂ふ無頼子の父祖兄弟に見放たれて、絶籍したるもの、放浪磊落にて、みづから逃亡したる者、罪狀發覺せんを恐れて遠く出るまゝに還らざる類、くさくさあるべしたまたまは拘引せられて、幼にして家をしらずなれる者、捨子といふ者の成人したるもあるべきかしかし、ながらそれらは本據のみ知らぬ人々あはれびて何とかなしもすべし、前に言ふ類は家系正しきもあらねど、浮浪となりては證なきが如く、證ありても還り難き程の者は好人物なる可き筈もなし、殊に多くの中には屠者、煖房、乞丐より紛れもすべければなべて賤に屬すべし云々。

と、而かして非人、乞食の徒も亦浮浪的生活をなし其の多くは一定の

住居もなく衣食の資を乞ひ、屋外に浮遊し、偶々住居あるもきはめて粗末な非人小屋、乞丐小屋の如きものである。徳川時代に於いては一般に此の非人、乞食、及穢多の語をもつて下層階級の極貧者の呼稱としてゐた非人とは貧人又は非人(悲田院に收容さるべきもの)から其の語義が來たと解されてゐるがとに角現在經濟的に窮迫した人々を謂ひ、穢多の身分上血族上の關係より來れる卑稱とは多少の趣きを異にして居るとは云へ文字通り人間外の取扱ひを受け人別から除外され定職定住なき浮浪生活をなしてゐた。

而して乞食はカタイ、(片居、癩疾、不具者等)で道の傍居の意(物貰、ハイタ川原乞食(川原坊)オコモ(菰被ぎ)ホイトウ、(ヘイトウとも謂ふ陪堂から來たとも云はれる)等あり、非人と同義語であると解されてゐるが

今世非人と云ふは、京師悲田院坂の四ヶ所、江戸の善七、松右衛門、等配下の者を云ふ、多くは小屋に住し市中に出で、金錢を乞ふことあれども

食を乞はず乞食と言ふは、京坂にては「コヂキ」江戸にては「宿なし」と言ふ無宿なり、大阪にては錢を得たるものは長のグレ宿に一泊し、錢を得るの少き者は橋下及び市民の軒下などに臥することなり、是は米錢及残飯を乞ふなり」

(貞守漫稿)

に見るが如く自らその間に區別があつたやうである。

而て之等性來の非人乞食若くは其の子女として生くる者と不時の變災又は放蕩落磊のため浮浪乞食に至る者の外に宗教的信念や、趣味の上から特に自ら浮浪乞食するものがある。

佛教徒の雲水行乞修業の如き釋迦修業の後を享け樹下石上を宿とし出で、一鉢を捧げて呪願するなどを始め、六十六部、西國巡禮、四國遍路善光寺詣、伊勢參宮、金毘羅詣、願人僧などすべて此の所屬である。又、旅藝人なども乞食に近きものあり、或は川原芝居、川原者(俳優)の名

の示すが如く乞食より出でたものとした方がいゝかも知れないが、空也念佛、戯經、鉦叩、踊念佛などそれであらう。之等は又一面趣味の生活とも言ふべきか、往昔俳人の此の群に伍して漂泊流浪の旅をなしたのも決して尠くなかつたやうである。

〔賤者考〕に

丐中にも藝あるものは、米錢も得やすく、藝によりては其の装をも作る、器械をも作る、大抵、小市をなして、あらざる職なきに至ると見ゆ、戯場をなすあり三弦を弾くあり、鼓弓、大鼓、鼓、諸笛、鉦舞、淨瑠璃、小歌、俄狂言類なさざるなし云々

とあり往昔民衆藝術は乞食者に淵源するところ多く、一般民と彼等の間も亦かなり密接なるものがあつたであらう。かゝる宗教、演藝に關するものは別として純粹の乞食は非人頭、車善七(淺草)の配下に屬し其の取締を受け或は時に市中の掃除をなし又刑囚の番などをなすこと

もあつた。

次に無宿と稱せられる浮浪者中には色々の種類がある、一は封建時代に於ける祿を離れた失業武士で一般に浪人又は浪士と呼ばれて、その經濟的に窮迫した者は或は野盜となり、農村を襲つて屢々不逞なる振舞をなしてゐたものも多かつたやうである。

近年浪人杯と申村々百姓家へ參り合力を乞、少々の合力錢杯遣り候得ば致悪口或は一宿を乞泊、病氣杯と申四五日も致逗留候内には品々難題を申掛、合力錢餘計にねだり取候段粗相聞、不届の至候、以來右體のもの罷越候はば、其邊の穢多非人に爲召捕關八州伊豆甲斐は公事方御勘定奉行へ召連出、其餘之國々者御料は御代官、私領者領主地頭へ可召連出候

勿論何様申候とも決して不爲致止宿、致苗子帶刀候ものへは、壹錢の合力も致間敷候

左の如き布令は

武州那賀郡の内村々へ近年浪人體の者集り、合力を乞ねたりケ間敷御申もの數多有之候間、右體の者召捕候はゞ直に訴へ、路用雜用は組合致金高度旨相願候、村方有之候得共、右願の儀は願出候村々に限申間敷事に候間、都てねだりケ間敷申、浪藉又は不届のもの有之候はゞ召捕、直ちに公事方御勘定奉行所月番へ可召捕連出候、路用雜用は品に寄從公儀可被下候、若其分に致置他方より差出、或は願出候者有之奉行所より召捕候はゞ其邊組合村々に急度可申付ものなり。

子十一月

右の通關八州並伊豆國村々へ可被相觸候、私領の村方へ者、其最寄御代官より不洩様通達候様相可被致候 以上
にも見る如く屢々出て之が幕府に於ても四民に於ても可成り厄介視して居たが、これは所謂文字通りの「やどなし」と云ふには少しく距りが

あるであらう。

更に又諸國の博徒、遊び人仲間には「無宿」云々と自ら名乗る者も尠なく又之等の中には後年俠客として謠れる彼の有名なる國定村無宿忠治郎の様に赤城山に籠つてゐたごときもあるが、之等は總じて定職なき意にて事實上憩ふに宿なく、住むに家なき無宿浮浪人ではなかつたやうで、

「近年無宿共長脇差を帶、又者鑓鐵砲等持歩行、於在々所々及浪藉且右を見真似百姓町人共の内にも、長脇差を帶同様の所業に及候もの有之、是迄追々御仕置に相成候といえども、猶不止致増長黨を結び、押歩行候趣も相聞、不輕不届之至候、依之以來右體、鐵砲等携候者勿論、長脇差等帶び亦者所持いたし、歩行候共者、惡事の有無、有宿無宿之無差別、死罪、其外重科に被行間、其旨相心得候様關東在々高札場並村役人宅前にも張置可申候云々(牧民全鑑)」

とあつて殺傷強盜脅迫を業として良民を苦しめて居たものゝやうである。御仕置類集に見ると大小無数の盜賊の殆どが無宿何々と綽名を有してゐる。例へば

二四

異名日本左衛門、無宿十右衛門事、濱島庄兵衛。

此者儀身持不埒に付き、親之勘當を請、無宿に成、遠州表徘徊致し手下を拵、大勢申合美濃、尾張、三河、遠江、伊豆、駿河、近江、伊勢、右八ヶ國、押込強盜致し金銀數多押取候段裁白狀處、重々不届至極に付、町中引廻、於遠州見付宿、獄門に行ふ者也

延享四年三月

駿州岩淵村 無宿 彌七

此もの儀無宿に成、濱島庄兵衛と馴合手下に成、數ヶ所押込強盜致し金銀雜物多數押取候段白狀候處重々不届至極に付、町中引廻の上於遠州見付宿、獄門に行ふものなり。

に見るが如し。或は彼の國定忠治に就ても「國定村無宿忠治郎云々」等の「無宿」を完するを見るのである。

又我國には山窩(山家又は散家)と稱せられる、破屋洞窟山林河原岩窟等に團體生活をなし遠く都市村落を襲ふて、之を脅かす今日では一種の犯罪民族とされてゐるが性、飽迄兇暴慘忍で、彼等の社會外の者に對しては殆んど仇敵に等しい態度をとる而して當時にありて彼等も亦、無宿「浮浪人」であつた。

乞食としての野伏り、野宿、おもらひ、こんぢき、ほいとう、へいとう、鉢人河原者、お菰、小屋坊(甲賀國では特に御小屋者と云ふなど)、稱せられる輩にも之等無宿と同様或は重立つた者を頭にして群集生活をなし惡事不逞な振舞を働く徒もあつた。

〔寛政元年己酉四月、乞食の暴戾を提理する令規を發下す〕(天保集成卷百三)に見ると

左の如き布令は

三三

武州那賀郡の内村々へ近年浪人體の者集り、合力を乞ねだりケ間敷御申もの數多有之候間、右體の者召捕候はゞ直に訴へ、路用雜用は組合致金高度旨相願候、村方有之候得共、右願の儀は願出候村々に限申間敷事に候間、都てねだりケ間敷申、浪藉又は不届のもの有之候はゞ召捕、直ちに公事方御勘定奉行所月番へ可召捕連出候、路用雜用は品に寄從公儀可被下候、若其分に致置他方より差出、或は願出候者有之奉行所より召捕候はゞ其邊組合村々に急度可申付ものなり。

子十一月

右の通關八州並伊豆國村々へ可被相觸候、私領の村方へ者、其最寄御代官より不洩様通達候様相可被致候以上

にも見る如く屢々出て之が幕府に於ても四民に於ても可成り厄介視して居たが、これは所謂文字通りの「やどなし」と云ふには少しく距りが

あるであらう。

更に又諸國の博徒、遊び人仲間には「無宿」云々と自ら名乗る者も尠く又之等の中には後年俠客として謠れる彼の有名なる國定村無宿忠治郎の様に赤城山に籠つてゐたごときもあるが、之等は總じて定職なき意にて事實上憩ふに宿なく、住むに家なき無宿浮浪人ではなかつたやうで、

「近年無宿共長脇差を帶、又者鑓鐵砲等持歩行、於在々所々及浪藉且右を見真似百姓町人共の内にも、長脇差を帶同様の所業に及候もの有之、是迄追々御仕置に相成候といえども、猶不止致増長黨を結び、押歩行候趣も相聞、不輕不届之至候、依之以來右體、鐵砲等携候者勿論、長脇差等帶び亦者所持いたし、歩行候共者、惡事の有無、有宿無宿之無差別、死罪、其外重科に被行間、其旨相心得候様關東在々高札場並村役人宅前にも張置可申候云々(牧民全鑑)」

三三

とあつて殺傷強盜脅迫を業として良民を苦しめて居たものゝやうである。御仕置類集に見ると大小無數の盜賊の殆どが無宿何々と綽名を有してゐる。例へば

二四

異名日本左衛門、無宿十右衛門事、濱島庄兵衛、

此者儀身持不埒に付き、親之勘當を請、無宿に成、遠州表徘徊致し手下を拵、大勢申合美濃、尾張、三河、遠江、伊豆、駿河、近江、伊勢、右八ヶ國、押込強盜致し金銀數多押取候段裁白狀處、重々不届至極に付、町中引廻、於遠州見付宿獄門に行ふ者也

延享四年三月

駿州岩淵村 無宿彌七

此もの儀無宿に成、濱島庄兵衛と馴合手下に成、數ヶ所押込強盜致し金銀雜物多數押取候段白狀候處重々不届至極に付、町中引廻の上於遠州見付宿獄門に行ふものなり。

に見るが如し。或は彼の國定忠治に就ても「國定村無宿忠治郎云々」等の「無宿」を完するを見るのである。

又我國には山窩(山家又は散家)と稱せられる、破屋洞窟山林河原岩窟等に團體生活をなし遠く都市村落を襲ふて、之を脅かす今日では一種の犯罪民族とされてゐるが性、飽迄兇暴慘忍で、彼等の社會外の者に對しては殆んど仇敵に等しい態度をとる而して當時にありて彼等も亦、無宿「浮浪人」であつた。

乞食としての野伏り、野宿、おもらひ、こんぢき、ほいとう、へいとう、鉢人河原者、お菰、小屋坊(甲賀國では特に御小屋者と云ふ)など、稱せられる輩にも之等無宿と同様或は重立つた者を頭にして群集生活をなし惡事不逞な振舞を働く徒もあつた。

「寛政元年己酉四月、乞食の暴戾を提理する令規を發下す」(天保集成卷百三)に見ると

江戸市街ニ令シテ曰ク頃歳無藉乞食ノ徒相卒キテ市街ニ出沒シ或ハ肆前ニ併立シテ哀請スル者アリ

而シテ施與物——其意ニ充タザレバ、則又之ヲ強請シ、若シクハ食物ヲ乞請シ施與セザレバ肆ヲ妨ゲ、時ヲ移シ尙退去セズ暴戻ニ至ルヲ聞ク、自今此等ノ徒有レバ則チ直チニ奉行所ニ拘引告訴シ若クハ先ヅ告訴シテ捕縛ヲ請求スルモ便宜處分セシム。然リト雖モ捕縛或ハ之ヲ告訴スルモ決シテ他日怨報ヲナサザラシムベシ之ヲ知悉セヨと斯くの如き布令は其の後屢々出てゐるやうである。しかしながら(慶長見聞集)に收められたる「樂阿彌乞食の事」などの物語りは事實に眞を置き難しと雖も「萬の残飯魚の切屑、何にても人の呉れる物取りて持たせ日も暮れぬれば半分小者に遣り半分は己れが一日の口を養ひ、扱手を敲いて爰の辻、彼處の道の邊に臥して夜を明かす」などは今も昔も變りなき浮浪漂泊のどんどこ生活が如實に物語られ

て當時の無宿浮浪者の生活状態を推知することが出来るであらう。

第三章 浮浪者調査計畫及結果概要

二八

第一節 浮浪者に關する調査

一、浮浪者に關する調査

浮浪者に關する調査は之を江戸時代に於いても見るべく延寶二年庚寅十一月に於ける布令に見る如き將に夫れであらう。

今回市街に於て點檢する非人は、一時其の土地に留止す可きを令知せしも、目下點檢を完了せしを以て、從來の如く非人の意望に一任し、何地を問はず餓食を乞請せしむ可し、若し夫街内に棲在するも事障を及さざる者は依然棲在せしむるを要す (古御觸書卷四十二)

加賀百萬石前田綱紀の乞食調査は有名なるものとして此の調査の結果救濟すべき乞食を收容するため建てたる長家を人呼んで御小屋と云ひ、乞食の事を御小屋者と呼ぶに至つた。また彼の白河樂翁とし

て知られたる松平定信は浮浪人のために人足寄場なるものを設けて江戸市中の浮浪者を全部收容してゐるが、此の制度は幕府瓦解の當時まで續いた、而て其の一日平均收容人員の調査せるものを見るに設立時代(寛政五年)二百三十二人、文化文政の頃に至つて減少し百五十人内外であつたが、天保七年の飢饉より次第に加増し、天保十三年の末には四百六十人、水野忠邦の改革後、激増し弘化二年には五百〇八人と稱せられ、幕府瓦解の當時には四五百人を往來してゐたと傳へられる。

明治なつて三年彼の外國貴賓の來朝に際し東京の首都に乞食非人の漂泊浮浪するは其の體面上面白からずとなし、之が市街に浮浪する者を委く收容したが、此時の浮浪者總數百五十六人内男百四十二人、女十四人であつた。かく狩集めたる浮浪者につきて生國並に扶養義務者の有無を調査したがこれは當時始めて戸籍法が實施されたので、此の場合を併せて身分調査をも行つたものであると見られる。

更に明治三十三年前後の内地雜居時代に至つては無料宿泊所が初めて設立され、木賃宿が膨張し初めて不良少年が社會を騒がし始め、浮浪者に對する調査も屢々行はれたらしいが記録として見るべきものなく、明治四十五年七月二十六日の調査に於いては淺草公園だけでも野宿してゐた者が百三十人あつた、之に驚ろいて翌夜再び所轄警察署に於て調査せしに又百二十人の無宿者を發見した、警視廳では其の處置に窮し檢舉を止め、専ら浮浪者を監視することに勉め、毎夜公園の入口に不寢番を置き夜中浮浪者の市中に出ずるを禁じてゐた。

斯くの如く明治以後に於いて浮浪者に關する調査は警視廳其他社會事業團體等に依つて屢々試みられた處であるが、何れも局部的調査に止まり之が全市に亘る一齊調査は未だ嘗て行はれたる例を見なかつた。

然るに大正九年國勢調査に當り東京市は之等浮浪者の一齊調査を施

行した。これ浮浪者の一齊調査に於ける嚆矢であるが此時には單に人員に關する調査にすぎなかつた。其の後大正十一年二月本市社會局に於て之を試み、越えて大正十三年十月一日市勢調査に際し當課之が一勢調査を行ひ、大正十四年十月一日の國勢調査に當り再び本調査を施行せるものである。

二、東京市内に於ける浮浪者調査計畫

(イ) 調査日時

本調査は大正十四年十月一日國勢調査並に失業統計調査に附加して之を調査せるもので調査時間は

十月一日 午前〇時より五時まで

(ロ) 調査員

本調査は前述の如く國勢調査並に失業統計調査の附加調査なるが故に調査員は總て各區受持區域内の兩調査員及び各區役所吏員並に

本市統計課員之に加はる。

(一) 被調査者の範圍

浮浪者の意義は第一章第二節に於て述べたる如く、定職定住なく諸所を徘徊する者を指すのであるが、實際の調査に當りては職業や住所の意味又は流浪期間が明確にわからないので色々の疑問を生じるのであるが本調査に於いては調査實行の便宜上「一定の調査實行時間内に於て屋外其他人の居住に非ざる建物に寢臥する者を」所謂浮浪者と看做して調査したのである。即ち本調査に於ける浮浪者とは俗に無宿者と云ふ極めて狭い範圍に限られたるものである。

(二) 調査區域及方法

調査區域は東京全市に亘り普通浮浪者の寢臥する場所として豫め調べて置きたる左記各所につき及其の他調査の要あると見らるる個所の殆んどを巡調の方法により之を施行したのである。

區名	場所
麴町	日比谷公園
神田	神田橋際及鎌倉河岸龍閑橋際、新石町、上白壁町、千代山町、鍛冶町、小柳町、黒門町、平水町、湯島、各ガイド下、新銀町、電話交換局工事場、柳町、萬世橋新ガイド下、柳原、橋際、芥取、美倉橋際、昌平橋際、紅梅河岸ガイド附近、濱路町二ノ七空地、佐久間河岸、萬世橋際、芥取、橋、及佐久間河岸、下谷、芥取、秋葉原、三崎河岸、芥取、橋、子橋附近、お茶ノ水橋際附近
日本橋	坂本公園、兩國公園、廻留附近
京橋	京橋木挽町舊逓信省構内、月島三號地及二號地渡邊倉庫附近、船松町東京灣汽船會社跡
芝	芝公園一圓、芝浦一圓
麻布	ナシ
赤坂	辨慶橋、溜池方面、氷川神社境内、元赤坂區役所跡、豊川稻荷境内、青山射的場、青山墓地、青山南町四丁目梅窓院境内、青山北町明治神宮外苑、善光寺
四谷	多武峯神社境内、太宗寺境内、花園稻荷境内、天龍寺境内及其附近、榊箕神社境内及附近、四谷見附公園、須賀神社境内、南町省線ガイド下、明治神宮外苑一帯

牛込	小石川	本郷	下谷	浅草	本所	深川
神樂河岸、筑士八幡町筑士神社境内	ナシ	御茶ノ水橋下、湯島天神境内、根津橋現境内	上野テスション附近、上野公園、谷中墓地、不忍池周囲 上野神田間高架線下	浅草公園、本願寺境内、吉原遊廓一圓、待乳山公園、浅草町木賃宿方面、玉姫町方面 田中町學校敷地附近、聖天町公園、三好町塵芥捨場、材木町河岸塵芥取扱場(一名アツマホテル)	元町、横網町、龜澤町、相生町、小泉町、練町、被服廠跡、林町、入江町、花町、千歳町、松井町、徳右衛門町、三笠町、外手町、竹水町、香長町、若宮公園、中之郷、元町、松倉町、吉岡町、荒井町、石原町、宮之郷、北新町、小梅業平町、柳島梅森町、中之郷八軒町、向島須崎町、小梅業平町、松倉町、吉岡町、荒井町、石原町、中之郷、柳島、松代町、太平町、新小梅町、小梅五町、中之郷八軒町、向島須崎町、向島押上町、牛島神社及浅草縣附近	宮川町方面、深川公園方面、磯濱町方面、辨天町、西平井町方面

(ホ) 調査項目

調査項目は總計十一項目であるが内五項目は國勢調査の項目で、附加項目は六項目である。

調査項目の選擇は調査の生命とも言ふべきであるが本調査に於ては之が附加調査であり其の項目の選擇にも意に満たないところもないではないが種々困難なる事情の下に左の如き國勢調査項目及び附加項目によつて調査を施行した。

(うらの注意がきに従ひ墨又は黒インキにてかきいれること)

○
書告申査調勢國
 日一月十年四十四正大

檢員調國
 印 査勢

(かきいれ終つたときは申告書の番號順に重ねてとぢること)

五 申告書 の内第	枚 六は世帯管 理者氏名	年 月	三 出生 の年	一 氏名	地字番 大番屋	世帯世 第	調査區 第	世帯 種類 普通世帯 準世帯	市郡町 名	號
印 捺		未婚有配偶 死別離別		男 女						

局計統閣内

浮浪者調査附加項目

一、上京の年月	年	月	日	在市日數	年	月	間
上京の理由							
二、浮浪を初めし年	年	月	日	浮浪期間	年	月	間
浮浪を初めし理由							
三、現在職業又は生活方法							
四、業 歴							
五、健康状態							
六、収入	一ヶ月	ヶ月	ヶ月	ヶ月	ヶ月	ヶ月	ヶ月
労働日數	日	日	日	日	日	日	日

第二節 浮浪者數及分布

三八

一、東京市内に於ける浮浪者數

市内に於ける浮浪者數は季節により、又同一季節にありても其の日の天候、其の他の關係により必ずしも同様ではない。即ち夏期に比して冬期に尠く、晴天日に比して雨雪天日に尠きは何人も直ちに首肯し得る處であらう。加之日中市内に徘徊する浮浪者の或は夜間隣接町村に去り、反對に夜間縁日等を當て込んで入り込む者の其の夜に限り市内に露宿する等もあり随つて本調査の如く一齊調査に於いて發見せる浮浪者數も之を以つて直ちに市内を徘徊する浮浪者の總數とはなし難いのは勿論である。故に本調査は之が市内に通例徘徊せる浮浪者數を推定するため本調査に於いて發見せる浮浪者數及大正十一年並に大正十三年の各一勢調査に於ける數字を參照するため左に之を掲げ

ることとする。

大正十一年二月二十五日(本市社會局調査)

二五三人

大正十三年十月一日(市勢調査に於ける當課調査)

二八一人

大正十四年十月一日(國勢調査に於ける當課調査)

三八〇人

以上の數を見るに本年は昨年比し三割五分の増加を見たのであるがこれが兎に角我東京市内には「文明病」である不幸な浮浪者が常に四百名内外あることを知らねばならぬ。此の秋の調査に於ては調査數日前より連日殆んど晴天日を見づ自由労働者の失業打續き當日は烈風強雨にも關らずかゝる大勢の無宿者を發見したのであらうが、其の根底に横たはる經濟界の沈滯、事業不振等財界の不況を見逃がす

譯には行かない。則ち大正十三年度に於ける震災後の一時的復興景氣は忽ち地方労働者をして都市に集中せしめたるも一般經濟界の沈滞は依然として根底深く同年末の不景氣は失業労働者の街頭に投げ出され浮浪する者正確なる調査資料なしと云へ共數百人を越え淺草公園のみにも無宿浮浪者の數毎夜三百人を下らずと稱せられて居たしかして本年に入るも尙其の數を減ぜず夏期に至つては淺草のみにも八月十八日の象潟署の一齊檢舉に於ては五百七十三人(取調を要する者の全部なるを以て數は増加す)と言ふ實に夥しき浮浪者現はれ昨今は嚴寒に至るも減少せざるやうである。

而して本調査に於ける浮浪者の數はこれを決して通常日に於ける浮浪者の人口状態とは看做し難く當日烈風強雨とともに本調査を避けたる浮浪者(犯罪人にして浮浪せるが如きものは特に)も少しとせず之等を合せ考るに本市内に於ける浮浪者は通例四百人内外を以つて

見當とするべきであらう。

しかして之等の救済を如何にす可きかは決して等閑に附す能はざるものである。

二、浮浪者の居る場所

浮浪者の日常多く徘徊する場所は雜役人夫等所謂自由労働者の比較的多く需要せらるゝ處か若しくは料理店、遊廓等櫛比し残飯残肴の類の無料供給が行はれる所謂「盛り場」附近で又起臥の場所も通例其の附近とす。

今次の調査並に大正十一年及び大正十三年度に於ける調査に依り分布の状態を見るに淺草下谷及び江東二區等概して下町方面に多く山の手殊に麻布區に於ては絶無赤坂、牛込、本郷の各區は大正十一年の調査に於ては數人ありしも昨年(十三年十月)及本年の調査に於ては一人も發見し得なかつた。斯くの如くに下町の各區に多く山の手方面に尠

なきは概して下町方面に浮浪者の蝟集するに適する場所を多く包含するに反し山の手方面は之れをもたざるに依る。左に示すものは各區別浮浪者人口數である。

現在區別ニヨリテ別チタル男女浮浪者人口

區名		男	女	計	總人口ニ對スル百分比
神田町	一三〇	一	一	二	三・四二
日橋	一〇〇	一	一	二	七・九〇
芝橋	三六〇	一	一	二	二・九〇
麻布	三三	一	一	二	一・九〇
赤坂	一	一	一	二	八・九〇
深川	二九	一	一	二	七・六三
合計	一三〇	一	一	二	七・六三

區名		男	女	計	總人口ニ對スル百分比
四谷	九	一	一	二	二・三七
牛込	五	一	一	二	一・三二
小石川	一	一	一	二	一・三二
本郷	一	一	一	二	一・三二
下谷	一	一	一	二	一・三二
浅草	一	一	一	二	一・三二
本所	一	一	一	二	一・三二
合計	一	一	一	二	一・三二

右表に依れば本所區の九十人最も多數を占め總員の二割四分に當る此れ本所區は所謂勞働市場の存する所にして殊に小梅業平並に花町には多數の木賃宿存するを以て彼等の蝟集する地たり然るに連日の降雨は失業したる自由勞働者をして露宿の止むなきに至らしめたるものを以て其の數を増加せるものである普通時に於ては淺草區最も多く今次調査に於ける同區の二割二分は平日に比して稍尠く今これを昨年と比するに同區は實數に於て四十五人即ち三割五分の減少を見た譯であるが之が理由は當時所轄警察の取締り嚴重なりしと(即ち本調査前數回象潟署に於て浮浪者狩りを行ふ)調査當夜の烈風強雨に堪へず多少の貯蓄を有する者は木賃宿等に逃れたるなどに依るのであらう。参考のため大正十三年本市統計課調査にかゝる浮浪者の人口及び其の分布状態を示すならば次表の通りである。

小石川	本郷	下谷	浅草	本所	深川	合計
1	1	9	130	22	26	254
1	1	9	128	22	24	272
1	1	1	2	1	2	9
1	1	9	130	22	26	281

牛込	四谷	赤坂	麻布	芝布	京橋	日本橋	神田	麹町	區名	世帯數	男	女	計
3	1	1	1	45	1	13	6	1					
3	1	1	1	46	1	13	6	24					
1	1	1	1	3	1	1	1	1					
3	1	1	1	49	1	13	6	24					

各區別淨浪者世帯數及人口

大正十三年十月一日市勢調査

第三節 體性年齢配遇の關係

一、男女の別と年齢

浮浪者の大部分は男である、しかして女で浮浪してゐる者はきはめて僅少で、而かもその多くは女盛りをすぎた老婆の身寄りとする者なく乞食する者か若しくは不具等のため誰も相手にしないと云つた様な者に限られてゐる。

浮浪者全體の年齢に就て言へば二十歳乃至五十歳の青年又は壯年者最も多く總員の六割七分即ち三分の二を占め殊に二十一歳より三十歳に至る者が最多い而して二十歳以下の少年者及び五十歳以上の老人に有りては比較的尠く七十歳を越えて尙浮浪生活を續くる者は僅に四人を算するのみである。即ち左に浮浪者年齢の内譯を觀るに

年齢	男	女	計
二十歳以下	四五	二	四七
二十一歳以下	九〇	二	九二
二十二歳以下	七八	一	七九
二十三歳以下	八一	二	八三
三十四歳以下	四四	三	四七
三十五歳以下	二八	一	二八
三十六歳以下	四	一	五
三十七歳以上	三七〇	一〇	三八〇
合計	四七〇	一四	四八四

であつた今右の統計と浮浪者中青年壯年が多いと言ふ事實に就て考察するに

一、浮浪の如き原始的生活にありて青年壯年に非らざれば永く之に

堪へることは出来ぬ。幼年者老年者は漸次自然淘汰されて死滅してしまふ。

二、幼少年者若くは老年者は親類故舊又は公私救済機關の同情もあり其の保護を受け浮浪生活を脱するが青壯年者にありてはかゝる便宜が少ないので自然浮浪生活を永續することゝなる。(本市社會局浮浪者及殘食物に關する研究)と云つた様な消極的方面も確かに一つの理由であらうが、もつと積極的に吾々は次の命題を考へる。

即ち浮浪期が多く青年若しくは壯年時代にあると云ふ事實は此の時代に起り易い失業や犯罪や遊興や都會成功熱惰怠酒僻等が其の原因の重なるもの部分を占めて居る爲めである而して貧困と云ふ事も亦主な原因として決して等閑に付する事は出来ない、貧民窟の少年少女は十四五歳になれば極くあきらめよく凡ての空想を棄てる。そして周圍にある兄や父や友人が小錢を得て女に抱かれて自由な息をして

居るのを眞似るさうして運命的に自分は立派なものになれないときめてしまふ。併し二十歳が來れば新しい夢を見るそれは成功熱となつて現はれるその成功熱は無秩序である(教育がされて居ないから仕方がないが)此の成功熱は彼等をして貧民生活に甘ずることを赦さない。そして放浪生活が初まる。淺草などに多い少年浮浪者がそれである。浮浪生活が三十歳までも三十五歳までもつゞく青壯年期に於ける彼等の浮浪を責めるならば必ず「見て居つてくれ」と云ふに相違ない。三十歳をすぎた頃から酒を呑む。此の頃から彼等の追想期即ち老年期に入るのである。四十歳から五十歳は浮浪者の老年期と見て差支ないのである。

そして五十歳を越えた頃からもう彼等の墓場が來て居るのである。行路病者、行路死亡人は大抵此の年からである。(賀川豊彦著貧民心理の研究 参照)

これを農村青年に見るも同様である。殊に現時農村の青年は著しく浮浪病にかゝり易い状態の下に置かれて居る昔の苦學生もさうであつたが現在では農村の多くの青年が徒らに都會熱に魅かれてゐると云ふも極言ではあるまい。

二、配遇の関係

浮浪者の配遇關係に就て觀るに其の五割一部即ち半數は未婚者で他は極く少數の不詳者を除いては大體に於て既婚者であるがその中現在死別は二割三分離別一割七分有配遇者は最も少く六分五厘即ち百人中六人五分にすぎない而して其の婚姻關係にある者の中夫婦相携へて浮浪してゐると言つた様な者は僅か三組みの男女にすぎず他は殆んど名義上の夫婦關係のみで事實上の關係絶えたる者が多いのわけだし又此の社會には當然であらう。

配偶關係及體性年齢ニ依リテ別チタル浮浪者人口

合 計	不 詳		死 別		離 別		有 配 偶		未 婚		配 偶 關 係 別
	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	
100,000	2,133	1,133	3,960	1,760	6,580	3,330	51,330	21,330	51,330	21,330	自〇才至二〇才
											自二一才至三〇才
											自三一才至四〇才
											自四一才至五〇才
											自五一才至六〇才
											自六一才至七〇才
											以上
											計
											合計
											總人員ニ對スル百分比

第四節 健康状態

一、健康者、罹病者、不具者の割合
 浮浪者の健康状態と云つても、之も亦他の調査項目と同じく調査員が被調査者の申告に徴し若しくは之を外見し調査票に記入したので専門醫師の診断の様な譯に行かないこと勿論であるが大體に於て甚しい過誤はないつもりである。而して之が略説するに浮浪者百人中六十九人四分は健康者である。現在罹病者は百人中四人五分で心臓病の三人四分を筆頭に脚氣、眼病、胃腸病の順序である此の外不具廢疾老衰に依るもの九人四分病氣ではないが身體虛弱なる者六人七分と云ふ割合になるしかして不具者精神異常者は總數の一割にも足らぬが事實に就て専門的調査を行つたならば精神異常者の數は意外に多き數字を示すかも知れぬことであらう。

體性別浮浪者健康状態		體性別	
健康状態	性別	健康	不具者
健康者	男	二〇三	六四
罹病者	女	一四	一
不具者	計	二〇七	六五
精神異常者		六	二〇
計		二九二	六八

二、年齢と健康

浮浪者の健康は年齢の増す毎に破壊されて行く率が多い浮浪者で健康と云ひ得る年齢は二十歳より三十歳までの間で三十歳を過ぎる頃から健康は一日一日剝がれて行き四十五歳の聲がかゝつた頃から老境に入るのである。次に健康状態と年齢の關係を示すならば左表の通りである。

右の表に依りて観るに五十歳以上の老年者にして比較的の不健康者の割合は次の二項に起因す。

(一)五十歳以上に至ると浮浪するに健康が保てず、自然淘汰を受けるのである。

(二)五十歳以上の老境に達すると浮浪することが出来なくなり自ら浮浪を嫌ひ公私の救助を受ける而して特に注意すべきは青年にありては公私各種の救助を極度に忌避すると云ふことである。

三、生活方法と健康

生活手段によつて浮浪者の健康状態を観るに、雑役人夫、土工、等自由労働者は比較的的健康状態よく、反之、乞食にありては不具廢疾、精神異常等多くその四割(乞食中百人に付四十人)不具廢疾は六分七厘(乞食百人中六人七分)と云ふ割合に於て彼等の過半数を占めてゐる。大正十一年本市社會局に於ける調査に徴して見るも、

健康者	九人	一六人
罹病者	二四人	四三人
不具者	二〇人	三六人
精神異常者	三人	五人
計	五六人	一〇〇人

乞食百人ニ對スル割合

浮浪者中罹病者不具精神異常者總數百二十二人中乞食は四十七人即ち浮浪者中不健康者百人に對して三十八人四分を占め、乞食百人に對して八十四人と云ふ割合に於いて乞食の殆んどは心身の何れにか缺陷を有するものであつた。

然しながら「乞食中比較的的健康者が尠いに反して、雑役人夫、立坊等に願る之が多い」と云ふ事實が「乞食の徒よりも寧ろ其の他の浮浪労働者に異常性格者が多い」と云ふ(浮浪者殘食物に關する調査、市社會局)とにはなり得ないのである。即ち浮浪と性格との因果關係は浮浪者の

健康状態の良否を以つて説明し得ないのみならず浮浪は其の原因に於て見る如く(後述)精神的條件よりも物質的缺陷に於てその大なるのを見るのである。而て性格の常異は之を實際について心理的調査を遂げねば正確なる断定を下し難しと雖も本調査に於ける實際と一般的に常識をもつて考へても事實は反て一般浮浪者よりも乞食の徒に異常性格者多きは何人も直ちに首肯し得ることであらう殊に浮浪労働者はその生活手段としての労働力又は労働の機会を失つた際にも他人の惠與をもとめることを自らせず或は深夜料理店等の塵芥箱を鮮つて腐臭鼻をつくやうな残食物の捨てたものを食つて漸く命脈を保つなどもある。しかして乞食に至つては養育院に收容されるよりも浮浪する事を好みしばしば彼等は養育院を逃亡する。

要之に自由労働者(浮浪)に於いて健康者の乞食に比して多きは、性格的關係よりも物質的缺乏、即ち貧困失業等生活の不安定に因果關係を

有しむしろかゝる現象(乞食に比し浮浪労働者の健康者多き)は當然なものである。

生活手段ニヨリテ分チタル體性別健康状態

職業又ハ生活手段		健康者		罹病者		不具者		精神異常者		計	
雜役人	夫	六六	一六	三	一	八六					
輕子	坊	二〇	一一	三		三四					
立坊	夫	九	三			一四					
沖人	夫	一	一			二					
掃除人	夫	一	一			二					
葬儀人	夫	一	一			二					
土儀	工	一三	一			一五					
通信省外線工	手	一	一			二					
電線架工人	夫	一	一			二					
女男	女男	女男	女男	女男	女男	女男	女男	女男	女男	女男	女男

第五節 生活方法

一、生活方法の種類別

浮浪者と言つて世人の想像するが如き乞食の徒ばかりではない、否寧ろ正業者にして浮浪者たる者が多い位である。今左に浮浪者生活手段に就て之を見るに乞食は總員の約一割七分で其の他は難役人夫輕子立坊等及大工左官の技術労働者を含む自由労働者が其の殆んどで總員の五割四分、行商人層（例へばゴミ箱を鮮つて歩く浮浪労働者の成れの果若しくは不詳なる者、上京したばかりで生活手段を持たぬ等者）を併せて一割六分と云ふ割合になる。而してこれが詳細なる表は次に示すか如き者である。

男	女	計	乞食		新開賣		パン行商		給仕		ビラ撒		大道藝		大職		筆耕		左官		大工		鐵道	
			者	者	者	者	者	者	者	者	者	者	者	者	者	者	者	者	者	者	者	者	者	者
二〇七	二〇四	四一〇	三六	二二	二二	一	一	二	二	三	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
六五	六四	一二九	一六	一六	二	二	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
二〇	一九	三九	三	六	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
六	六	一二	四	四	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
二九八	二九六	五九四	四一八	四二八	一	一	一	一	一	二六	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一

現在生活方法ニ依リテ分チタル體性年齢別人口

生活手段	自〇才至二〇才		自二一才至三〇才		自三一才至四〇才		自四一才至五〇才		自五一才至六〇才		自六一才至七〇才		自七〇才以上		男女合計	總計ニ對スル百分比
	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女		
雜役人夫															八八	二九、五三
輕子坊															三四	一一、四一
立坊															一四	四、七〇
沖人夫															二	〇、六七
掃除人夫															二	〇、六七
葬儀人夫															一	〇、三四
土工															一五	五、〇三
遞信工															一	〇、三四
外線工															一	〇、三四
電線架工人夫															一	〇、三四

計	無食		新聞賣子		パン行商		給屋		ビラ撒キ		大道藝人		屑拾ヒ		寫職		筆耕		左官		大工		鐵道工	
	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女
計	三一九	一五二	一	一					四				二											
	七〇	一四七							一四				一											
	六〇	一五〇							一四															
	六一〇	一七五							八															
	三三六	一三一							三															
	二四	三二							三															
	三	一																						
	二九六	四二八	四一八	一					二六				一三											
	一〇〇、〇〇	一六、七八	一六、四四	〇、三四	〇、三四	〇、六七	八、七三	〇、二四	一、〇一	〇、三四	〇、三四	〇、三四	一、〇一	〇、三四	〇、三四	〇、三四	〇、三四	〇、三四	〇、三四	〇、三四	〇、三四	〇、三四	〇、三四	〇、三四

二、生活方法の様態

六六

浮浪者の生活方法とは生活資料を得るの手段、即ち職業又は之に準ずるもの謂ひである。茲に浮浪者の生活方法の様態は前表に見る如く自由労働者其の過半数を占め、雑役人夫最も多く總對に對する約三割に當る、しかして其の多くは本所深川淺草區等に謂集し、賃銀の割合さえ有利であれば且に夕に職業を換へるのであるが、之等浮浪人夫の中には所謂朦朧人夫、幽靈人夫などと云ふものあり、これは人夫請負業者が人入れをするとき、頭數を揃へるために狩集めるので、人員點呼が濟めば煙草錢として二三十錢を與へて歸すのである、即ち頭があつて足のない——幽靈人夫であり又別名フーロー、不勞人夫とも謂ふのである。之に次いで多きは輕子の一割一分である。輕子は主として日本橋京橋等の川岸に集り青物市場で随時に勞働契約が成立するのであるが一般に輕子は良く稼ぐやうである。日本橋區の親子橋附近の川岸には輕子

をしながら明治大學の専門部法科を卒業したものがあつたが卒業後就業の機會を得ず一時發狂してゐた青年が居るが、今は普通に歸り毎日青物市場に働いてゐる。

淺草公園のみに特有と云つてもいゝのは廣告のピラ撒である。之れが總數に對して八分七厘に當るが彼等は廣告請負業者の手を経て活動寫眞の「安燈かつぎ」や「ピラ撒」に雇はれるのである。之等の業に従ふ者は大抵不具又は老廢者で普通一日の所得は八十錢乃至一圓二十錢位であるが、一ヶ月を通じて十二三日位しか仕事にありつけないので其の生活難も思ひ半ばにすぎらう。之等に次いで多きは土工の五分立坊の四分七厘である。

淺草公園にはも一つ特有と云つてもいゝものがある。それは次に述べ

る層拾である。

六七

本調査に於いては僅かに三人を發見したに過ぎなかつたが、淺草公園

に於ける浮浪少年の殆んどは「屑拾」である。「銅金拾ひ」「ゴム屑拾ひ」「拾ひ屋」等と云ひ、塵芥捨場などを漁つて屑物を拾つてくるとこれを「屑屋」が買つてゆくのであるが、屢々戸毎の避雷線を切斷し又は公園内の垣にめぐらしてある鐵線を切斷したり或は窓ぎはに干してある洗濯物を拾つて來たりする甚しきは店頭の商品まで手當り次第に拾つてくるそしてこれを仲間に賣りつけたり又はかうしたものを買ひ入れる専門の商人に賣つて金にかえる者などある。

次に乞食も淺草公園に徘徊するもの最も多く、本調査に先だち之を調査せる際同公園及吉原遊廓を中心とする淺草區に於ける乞食數は三十九人にして市内を中心として徘徊する乞食の二割五分を占めてゐたが、七月乃至九月に於ける象潟署の乞食狩に同公園及今戸公園並に光林寺の墓地等に根據を有してゐた乞食の多くは府下(主として千住方面に逃げ荒川の游泳場附近の川岸)に小屋を建て、此處から市内

へもの貰ひに出て來るやうになつたので夜は殆んど其の姿を見せな
い而して本調査に於いて發見せる乞食の多くは所謂「新グレ」で其の後
地方から流れついて來たものが多かつた。

一般に淺草公園を中心として集る乞食には「投錢」のみを目的とする
ものと「ヅケ貰」との二種であつて「ヅケ貰」にはそれ／＼しまつた殘食物
の無料供給を受ける壽司屋(必しも壽司屋とは限らないがヅケとは一
般に壽司の残りものを云ふのである)をもつてゐるのである。

三、生活方法と労働日數

浮浪者の平均一ヶ月の労働日數は十七日六分六厘である。二十五日
以上稼ぐものは極めて稀れて百人に對する八人七分の割合に當り、十
五日乃至十九日を普通としこれは最も多く二割二分、二十日乃至二十
四日の二割八分之二に次ぎ、その生活手段別による労働日數につき詳細
は次表の通りである。

第六節 生活状態

一、収入

浮浪者の収入は其の生活手段(労働業態)に依つて差を有し最低一ヶ月一圓五十錢の乞食より最高百圓の大工に至るまでであるが普通雑役人夫の平均月收二十二圓十一錢を浮浪労働者収入の常態と見るべきであらう。

しかしこれは季節によつて異なり冬期よりも夏期に収入多きは何人も想像し得るところで冬期に於て浮浪者の生ずるは仕事と収入に係し夏期に於ては住居に係するるのである。

二、生活手段ニヨリテ分チタル體性別収入

生活手段	収入金額		計	最高収入	最低収入	有収入者合計	有収入者平均収入
	五圓未満	五圓以上十圓以下					
雑役人夫	1	1	2	3	3	2	1.50
立坊	1	1	2	3	3	2	1.50
輕子	1	1	2	3	3	2	1.50
沖人	1	1	2	3	3	2	1.50
掃除人	1	1	2	3	3	2	1.50
葬儀人	1	1	2	3	3	2	1.50
土省工	1	1	2	3	3	2	1.50
送信工	1	1	2	3	3	2	1.50
外架工	1	1	2	3	3	2	1.50
電線工	1	1	2	3	3	2	1.50
人夫	1	1	2	3	3	2	1.50
鐵道工	1	1	2	3	3	2	1.50
合計	1	1	2	3	3	2	1.50

百分 比	男女 合計	計		其 他者	者 失 業 者	勞 働 セ ザ ル 者	乞 食	新 聞 販 子	パ ン 行 商	館 屋	ビ ラ 撒 キ	大 道 藝 人	屑 拾 ヒ	庶 職	筆 耕	左 官	大 工	
		男	女															
101	三	三					二											
七、〇五	二	二	二〇				三	七					四	二				
三〇、八七	六	六	六	六			二					一五	一	一				
一八、四六	五	五	五	五			三	二	一			二	四					一
一一、四二	三	三	三	三			一	一										
六、三八	一	一	一	一														二
二四、八三	七	七	七	七	七	七	二	二										
			二九	二	一	八	二	八	一			二	六	一	三	一	一	三
			四七	七	七							二	五	二				100
			二二	一	五							四	五	五				一五
			六二〇、八	二	二	八	二	二	二	〇	〇	三	六	五	三	三	〇	一七〇
			二〇六	八	一	五	一					二	四	一	三	一	一	三
			三二、四九	一	五	四	九	二	四	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	五八、三
			二八、六七															

右表によれば、十圓乃至二十圓最も多く三割八分七厘、二十圓乃至三十圓の一割八分、三十圓乃至四十圓の一割一分之に次ぎ最も尠きは五圓未滿の八割一分である。而して浮浪労働者(技術労働者をも含む)の平均月收は一ヶ月十二圓十一錢である。

年齢ニヨル浮浪者ノ收入

年 收 入 金 額	以 二 〇 下 才	三 〇 〇 才	四 〇 〇 才	五 〇 〇 才	六 〇 〇 才	七 〇 〇 才	以 七 〇 上 才	計
五圓—未滿	二	一	一	一	一	一	一	七
五圓—一〇圓	九	二	二	四	四	一	一	二〇
一〇圓—一五圓	三	四	九	八	八	九	三	四一
一五圓—二〇圓	二	二	七	一六	一六	一	一	五二
二〇圓—二五圓	五	一〇	一一	一六	一六	一	一	四〇
二五圓—三〇圓	一	四	三	三	三	一	一	一五
三〇圓—三五圓	二	六	九	六	三	三	一	二五
三五圓—四〇圓	一	一	五	二	一	一	一	九
四〇圓—四五圓	一	二	一	三	二	一	一	九
四五圓—五〇圓	一	一	一	一	一	一	一	七
五〇圓—以上	一	三	二	二	二	一	一	八
收入ナキ者	一六	二五	一一	一一	一一	五	二	七二
計	四〇	七一	六〇	六二	三八	二四	三	二九八

年齢別ニヨル浮浪者ノ收入 (百分比)

年 收 入 金 額	以 二 〇 下 才	三 〇 〇 才	四 〇 〇 才	五 〇 〇 才	六 〇 〇 才	七 〇 〇 才	以 七 〇 上 才	計
五圓—未滿	〇、六七	〇、三四	一、〇一	一、三四	一、〇一	一、〇一	一、〇一	一、〇一
五圓—一〇圓	三、〇二	〇、六七	〇、六七	一、三四	一、〇一	一、〇一	一、〇一	六、七一
一〇圓—一五圓	一、〇一	一、三四	三、〇二	二、六八	三、〇二	二、三五	〇、三四	一三、七六
一五圓—二〇圓	〇、六七	四、〇三	二、三五	五、三七	三、六九	一、三四	一、〇一	一七、四五
二〇圓—二五圓	一、六八	三、三六	三、六九	二、〇一	二、三五	〇、三四	一、〇一	一三、四二
二五圓—三〇圓	〇、三四	一、三四	一、〇一	一、〇一	一、〇一	〇、三四	一、〇一	五、〇五
三〇圓—三五圓	〇、六七	二、〇一	三、〇二	二、〇一	〇、三四	〇、三四	一、〇一	八、三九
三五圓—四〇圓	一、〇一	〇、三四	一、六八	〇、六七	一、〇一	〇、三四	一、〇一	三、〇二
四〇圓—四五圓	一、〇一	〇、六七	〇、三四	一、〇一	〇、三四	〇、六七	一、〇一	三、〇三
四五圓—五〇圓	一、〇一	〇、三四	一、〇一	〇、三四	一、〇一	一、〇一	一、〇一	〇、六八
五〇圓—以上	一、〇一	一、〇一	〇、六七	〇、六七	〇、三四	一、〇一	一、〇一	二、六九
收入ナキ者	五、三七	八、三九	三、六九	三、六九	一、六八	一、三四	〇、六七	二四、八三
計	一三、四二	二二、八三	二〇、一四	二〇、八一	一一、七五	八、〇五	一、〇一	一〇〇、〇〇

西歐の詩人シルレルをして云はしむるまでもなく、人生は飢餓と戀との争闘場裡である。此の争闘に破れたるものこそ浮浪者であらう。人生のどん底を彷徨する之等生活の破産者の日常生活(生存)の状態は、讒に其生命を保持してゐるにすぎない。即ち衣食住に就いて次に少しく述べて見る。

衣。飢餓と寒氣と何れが辛い。か浮浪者はおそらく後者を指すであらう。彼等の多くは絆纏であるが文字通りに着のみ着の儘で、淺草公園で死する行路死亡者は殆んど之等浮浪者であることを知るならば、彼の日常纏つてゐる衣服も寒氣に堪へ得る状態の下にあるか否かは、何人も想像し得るであらう。たゞ茲に述べて置きたいのは、乞食と「衣服」である。淺草公園に於ける乞食の殆んどは着替を持つてゐる。即ちケンタ(座る)(貰ひ)と稱して投錢を貰ふときの乞食の衣装はパイピラ(商賣着

物)であるが貰ひをせぬときには他の着物と着替へるのである。これによりて見るに乞食は浮浪労働者よりは日常「好い生活」をしてゐる譯である。

食。「食へない」と云ふことが生活難であるとするならば、彼等の此の世界には生活難と云ふ様なものは無いであらう。生活不安の聲が巷に満ちてゐる今日尙ほ残食物は之等浮浪者を養つて行けるのである。

市内に於ける残飯及残肴に就て略述するならば、

一、残食物の種類。残食物には有價値物と無價値物との二種類がある。有價値物とは普通残飯屋の手に渡つて極めて安價に供給されるものと菓子等の原料として之に手を加へられるものとあり。無價値物は直ちに之を需要するものの手に無代價で供給されるのである。

二、残食物の出所。之が産出する方面は軍隊、學校の寄宿舎、劇場、病院(之は主として有價値物となる)辨當屋、妓樓、料理店、飲食物店(之は多く無

代價で供給する)である。而して浮浪者が普通「ツケ貰ひ」又は「ダイガラ貰ひ」と稱して残食物の無料供給を受けるのは後者で「ツケ」は浅草公園附近の料理店、飲食店最も多く産出し「ダイガラ」は吉原遊廓(五十七軒の臺屋あり、主なるものは鯉松、魚仙、大慶、魚松、相鶴、濱田等である)洲崎遊廓(二十軒の臺屋あり、主なるものは壽し、八、三柳、水重、臺宗等である)等最も多く産出する。其の他日本橋、京橋、下谷、等からも残食物の無料供給が行はれるが、一般に量に於いて尠く質に於いて悪いやうである。

三、残飯屋の供給状況 現在残飯屋の正確なる数字は調査して見ねば解らないが市内に於ける残飯屋は凡そ五十軒乃至六十軒位の見當であらう。而して其の最も多きは本所、深川方面でその過半数を占めてゐる。

之等残飯屋の供給する残飯の出所は主として軍隊又は學校の寄宿舎、劇場、病院等である。普通買入れは目方にかけるのであるが供給は并り

賣りである。本所區の某残飯屋に就きて其の値段を調べて見るに

残飯	大盛	四七	錢錢
肉うどん		五	錢
煮締め		三錢乃至七錢	
肴		三	錢
汁		一	錢
しんこ			

(本所區石原町某)

如上の値段は何れの残飯屋に於いても大した差異なきものゝやうであつたが普通飯は大盛一杯では足らぬやうである。尙酒について附記するならば、

清酒上等	一合	十五錢
------	----	-----

普通	一合	十二錢
濁酒(ニゴリ)	一合	八錢
ウイスキー	約一合	十錢
ブランドー	約一合	十錢

四、放棄物。深夜浅草公園、上野驛前等の如き料理店の塵芥箱を漁つて放棄せる殘食物を拾つて食つてゐるのを見るにこれ等の浮浪者は大抵白痴等多く殆んど何を聞いても解らない。思ふに彼等は(もの乞ふ術)も知らない者であらう。

住(起臥の場所)浮浪者の文字通り住所をもたない其の日常起臥する場所は第二節分布状態の所で述べた如く主として下級の雜役(不規則的勞働)を需要する土地附近及び殘食物の無料供給の行はれる盛場附近の

- 塵芥箱及び塵芥取扱場
- 材料置場
- 住宅の軒下
- 公園社寺墓地境内
- 船舶
- 橋梁下
- 物置又は工事小屋
- 空屋又は新築家屋
- 停車場構内
- 自動電話室
- 便所
- 穴窟等

であるが本調査に於て発見したる起臥の場所は次の通りである。

麴町區

日比谷公園阿屋

有樂町入口

永樂町ガード下

神田區

一ッ橋際工作場

萬世橋塵芥取扱場

佐久間川岸塵芥取扱場

紅梅川岸昌平橋ガード下

新銀町七番地人家軒下

鎌倉川岸塵芥取扱場

新石町十六番先ガード下

小橋町ガード下

一三

二

三

八

〇

三

一

二

一

二

一

二

三

二

三

一八

日本橋區

堀江町四丁目一番地先人家軒下

本銀町一丁目七番地先人家軒下

蠣殻町礪殻町公園内阿屋

小網町四丁目五番地道路

一一

一

三

二

五

芝區

芝公園一號地東照宮門脇

同 二號地増上寺山門

同 三號地六代將軍祠堂前

同 十六號地八角堂

同 公園内便所

三四

五

一一

五

六

二

芝公園一號地五重塔
同 十四號地空屋

四 谷 區

新宿三丁目京王電車待合所
西信濃町二番地先道路
鹽町三ノ二八人家軒下

小石川區

市兵衛河岸塵芥取扱場
江戸川公園阿屋
表町一番地先道路

下 谷 區

中御徒町二高架線下
同 三同

二 三 九 一 一 五 一 一 六 三

下谷町一人家軒下

不忍池畔空小屋

同 無極堂

上野公園西郷銅像下

同 清水堂

同 櫻ヶ岡

同 自治館横手

同 花園神社境内

上野驛構内

谷中共同墓地

淺 草 區

公園仁王門

淺草觀音堂軒下

四 一 一 一 一 一 二 七 五 〇 一

三勝神社境内
 六角堂軒下
 經堂軒下
 惠比壽堂軒下
 混蟲館軒下
 六區活動寫真館軒下
 傳法院門脇
 十二階下
 稱住院境内
 小島町復興局倉庫内
 淺草町三番地軒下
 田中町六七人家軒下
 本所區

八六二一四三一八六一二二八二

林町三ノ五七物置内
 中ノ郷瓦町サツポロビル工場前
 電車待合所前
 番場町五五空パラック
 同 六九空パラック
 中ノ郷瓦町一七道路工事休场内
 同
 小梅町瓦町淺草驛構内
 横網町二丁目被服廠跡納骨堂横手佛教公受付
 同 一丁目兩國驛塵芥取扱場
 同 二丁目青物市場材料置場
 相生町一丁目堅川川岸石置場小屋内
 元町回向院前寶店葺簀張内

一四九六一二二七一

林町二丁目伊三郎橋下
同 二丁目道路軒下
花町一九物置場

深川區

宮川町三一道路(軒下)
鹽濱町一四人家軒下
洲崎辨天町二〇一六空地

三三九
一三二
四三二

以上浮浪者は其の衣食住を通じて人間以下の生活をなしてゐるの
で「悲惨」と云ふことは文字ではないのである。

第七節 浮浪原因

一、原因及分類

浮浪の原因には色々の要素が相混交しこれを假に個人的、職業的、家
族的、自然的等に分類すると一つの關係にして他の數個の關係と相關
連し相競合する場合が尠くないのでこれを正確に表示することは出
來ぬが數字を見る上に於て便なりと信じ左の如き分類によつて示す
わけである。

個人的關係

生理上ノ缺陷

不具ノタメ使ツテクレナイ
劇シキ勞働カ出來ヌタメ

	男	女	計	百分比
不具ノタメ使ツテクレナイ	五	一	五	一、六八
劇シキ勞働カ出來ヌタメ	一	一	一	〇、三四
				九一

病氣勝ノタメ若ハ病氣ノタメ
白痴低能者

計

精神上ノ缺陷及ヒ不良行爲

意志薄弱怠惰等

飲酒ノタメ若ハ身持悪ク

モルヒネ中毒

計

職業上ノ關係(社會的)

商業失敗ノ結果

仕事カ尠ク随テ收入充分ナラス

失業シ就職ノ機會ヲ得ス

農業カ嫌イテ上京シタカ適業ヲ求メ得ス

九二

二八	二九	九、七三
一	二	〇、六七
三五	三七	一二、四二
二	四	一、三四
一	一	四、〇三
一	一	〇、三四
一七	一七	五、七一

二八	九五	七	二、三五
一	一	一	三、八八
二八	九五	七	九、四〇
一	一	一	〇、三四
一七	一七	一	五、七一

家庭の關係

仕事中負傷シ勞働スルヲ得ス

上京シタカ身元引受人ナク就職出來ス

上京後就職機會ヲ得ス

招イテ呉レタ友人カ居ナイノテ

資本ナク商賣出來ス

口入屋ノ毒手ニカ、リ

仲間ノ毒手ニカ、リ

計

家庭の關係

家庭不和ノタメ家出シタカ就職シ得ス

母ニ捨テラレ

家族ノ死其ノ他ノ原因ニヨリ生計困難トナル

身寄リニ捨テラレ子供ノ時ヨリ

九三

三	三	一、〇一
一	二	〇、六七
五〇	五一	一七、一二
一	一	〇、三四
一	一	〇、三四
一	一	〇、三四
一	一	〇、三四
一	一	〇、三四
一八九	一九一	六四、〇九
四	四	一、三四
一	一	〇、三四
五	六	二、〇一
二	二	〇、六七

計

自然的關係

震災ノタメ

火災ノタメ

計

不明

合計

一四	一	一	一五	五、〇三
一	一	一	〇、三四	
一五	一	一六	五、三七	
二四	一	二四	八、〇五	
二九二	六	二九八	一〇〇、〇〇	
一三	一	一三	四、三六	九四
一四	一	一五		

以上の数字を見るに浮浪の原因は其の生理上の缺陷に基くもの百人に對する十二人五分精神的缺陷に基くもの及び不良行爲によるものは五人七分家庭の缺陷によるもの四人三分天火災等自然的原因に基くもの五人三分其の他は悉く社會的原因に歸すものて職業上の關係によるもの失業又は就職の機會を得ざるもの百人に對して二十八人五分と云ふ多數に上り勞働賃銀力低く又は常に失業し勝ちなるた

め生活の安定を缺き浮浪するもの又三十一人八分を占め商賣失敗の結果二人四分と云ふ有様である。

即ち浮浪は個人の罪よりも社會的原因に負ふ所のもの多く精神的缺陷よりも物質的經濟的缺乏に起因する者が多いのである。然して浮浪生活の結果は遂に彼等をして救ふことの出来ない人間として人生の敗殘者又は人間の退化者として社會から葬り去られるのである。

二、上京目的又は浮浪の理由

近時資本主義の發達は都市をして目覺ましき發展を招來せしめたる反面に於て農村の衰亡を一層激甚ならしめた。その顯著な現れは農村青年をして次第に土地に對する執着を失はしめつゝあることである。先祖傳承の土地にかぢりついて鐵を握つて飢える農民は現代の新しき貧民である。彼等が其の鐵と土地を捨て、都會に出で工場に鐵槌をふるつて働いた方が尙かつ生活の安定であるとの考へを抱かねば

ならなくなつたことは確かに現在の社會の大きな罪として何人も認めねばならない。人が土地を離れることは既に浮浪の第一歩である。浮浪者が現在の生活状態に立ち至る初一步即ち浮浪の原因は上京後でなく或は上京以前若しくは上京それ自身にあるのではないであらうか。浮浪者の前身が必しも農民だとは言へない。又農民でなくても好いしかし必ずそれは貧民である。如上の點に於て肯定し得る者は次表を見て何故に都市に多くの人が集つて來るかを解るであらう。しかしこれ等都市に集る貧民階級が浮浪者に落ちて行くまでに彼等自身どうすることも出來ない力に支配されたかどうなづけるのである。



ならなくなつたことは確かに現在の社會の大きな罪として何人も認めねばならない。人が土地を離れることは既に浮浪の第一歩である。浮浪者が現在の生活状態に立ち至る初一步即ち浮浪の原因は上京後でなく或は上京以前若しくは上京それ自身にあるのではないであらうか。浮浪者の前身が必しも農民だとは言へない。又農民でなくても好い見ても何故に都市に多くの人が集つて来るか。解るであらう。しかしこれ等都市に集る貧民階級が浮浪者に落ちて行くまでに彼等自身どうすることも出来ない力に支配されたか。どうなづけるのである。

上京ノ理由又ハ原因ト現在職業又ハ生活手段 (實數)

原生活手段	原因		合計
	男	女	
東京ニテ出生セル者	100	100	200
労働就職ヲ求メテ	3	3	6
大工職業ヲ求メテ	1	1	2
職工ノ口ヲ求メテ	1	1	2
鍛冶職ノ口ヲ求メテ	1	1	2
料理職ノ口ヲ求メテ	1	1	2
菓子製造職ノ口ヲ求メテ	1	1	2
經師職ノ口ヲ求メテ	1	1	2
型付職ノ口ヲ求メテ	1	1	2
足袋職ノ口ヲ求メテ	1	1	2
陶器職ノ口ヲ求メテ	1	1	2
會社員トナル目的ニテ	1	1	2
奉公口ヲ求メテ	1	1	2
家庭不和ノタメ	1	1	2
家業不振産業失敗ノ爲	1	1	2
金儲ノ目的ニテ	1	1	2
知人ノ招キニ依リ	1	1	2
立身出世ノ目的ニテ	1	1	2
商賣ヲ始メル目的ニテ	1	1	2
苦學ノ目的ニテ	1	1	2
親族ヲ尋ネテ	1	1	2
父又ハ母ニ伴ハレテ	1	1	2
樂シク暮シタイト	1	1	2
逃亡	1	1	2
喧嘩ノタメ逃ゲテ	1	1	2
提灯屋ヲ始メント	1	1	2
叔父ニ叱ラレ	1	1	2
大工ガ兼ヒデ	1	1	2
南洋行ノ目的ニテ	1	1	2
東京ニ憧レテ	1	1	2
父母又ハ兄妹ヲ訪レテ	1	1	2
印刷職ヲ覺エル目的ニテ	1	1	2
不明	1	1	2
合計	100	100	200

三、浮浪期間

本調査に於て調査實行當夜發見されたる屋外無宿者の中には當夜に限り商用の都合で歸途を遅らしたため夜明を待つて居た者汽車の都合で一夜を停車場に明かして居た者等十人程あつたが此等は浮浪者として取扱はなかつた。浮浪期間不詳(口語不通白痴等)者と共に十五人、其の他は上京したばかりで旅費も僅かだし職業にも就けぬと云つた者で未だ在市半月にも充たざる者若しくは連日の雨に仕事を得ず止むなく屋外に寝て居た者併せて四十四人同半月以上に及ぶ者十七人合計七十五人即ち總員の二割五分を除き餘は悉く一ヶ月以上乃至長きは四十年五十年に及ぶ者であつた。而して十年以上浮浪して居るものは十人に對して一人の割合に於て見られ一年以上浮浪して居る者は一年以下の浮浪者に比し稍々尠く總員の四割八分に當る一年以下の浮浪者は五割二分で其の中一ヶ月以上浮浪して居るもの二割八

分で一ヶ月未満の二割四分に比して四分多い之を全體に就いて見れば一ヶ月未満は之を前述の如く職業其の他の關係上一時的に浮浪して居るものと見て一ヶ月以上に及ぶ者は最早容易に浮浪生活を脱し得ぬものと看做して差支なからう。而して一ヶ月以上に及ぶ者は全體の八割に近き數を示して居る。

四、在市者竝に上京者在市年數別による浮浪期間

浮浪の多くは上京後で、上京前浮浪して居ると云ふ者はきはめて僅て本調査に於てはたゞ二人しか發見されなかつた。此れに依つて見るも浮浪生活者の殆んど全部は東京に居住し始めてからと云ふ事が出来る。然し此の外に尙浮浪して東京に漂着する者が決して尠なからずあることであらう。尙之は氣候との關係を有し冬期に及んでは此の種の浮浪者が随分と市内に徘徊する。しかしこれ等は春になると又漂然と去つて行く大正

十三年の暮から本年初頭にかけて淺草には此の徒が五十人は居たであらう。これは結氷の頃になると雪の北國から流れ渡りの流浪労働者が東京に落ちつき若しくは北國へ出稼ぎした労働者が仕事がなく舞ひもどつて一と冬を東京で送るのである。

在市年月に就て見るに東京出生者は一割六分にして餘の上京者は一年以下と十年以下及以上と大體三つに分けて何れも略々同數で

一年以下	二四、五一
一年以上十年以下	二六、八二
十年以上	二四、八四
不明	七、三八

尙詳細は次表を参照すれば分明である。

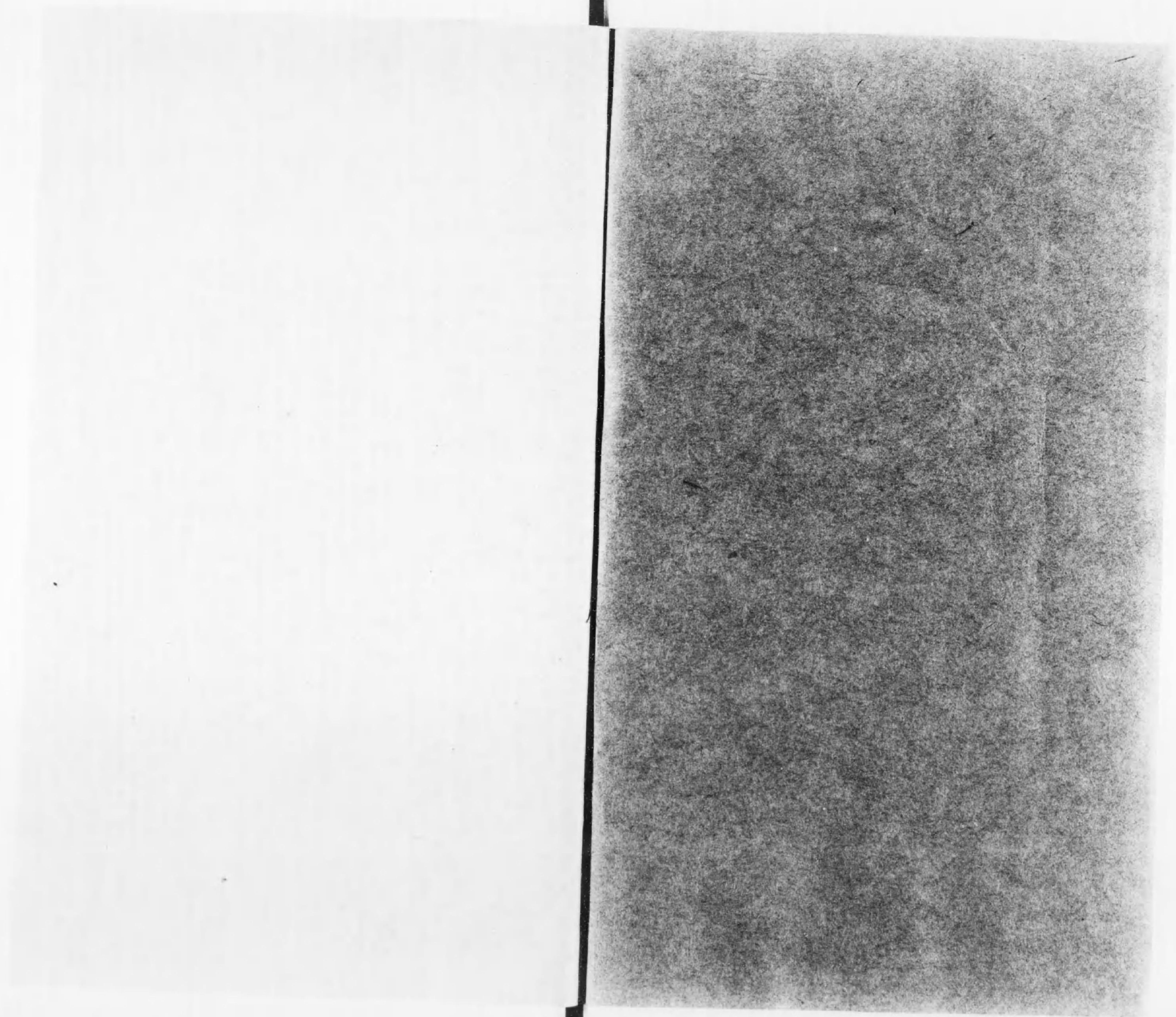
合 不 三 三二 二十 十五 五三 三二 二一 一六 六三 三二 二一 一
 十 十十 十ケ ケケ ケケ ケケ ケケ ケケ ケケ ケケ ケケ ケケ ケケ
 年 年年 年年 年年 年年 年年 年年 年年 年月 月月 月月 月月 月
 以 未以 未以 未以 未以 未以 未以 未以 未以 未以 未以 未以 未
 計 詳 上 滿上 滿上 滿上 滿上 滿上 滿上 滿上 滿上 滿上 滿上 滿

二
 九 一 一 一 四 二 三 二 一 一 六 男
 二 五 七 七 五 九 八 〇 七 三 五 六 九 一

六 | | | 一 一 一 一 一 | | 一 | | 女

二
 九 一 一 二 四 二 三 二 一 一 六 計
 八 五 七 七 六 〇 九 一 八 三 五 七 九 一





524

244

終

